平成２３年（フ）第２８５６号
愛知県小牧市大字小松寺1093番地１　レトア城光Ａ棟202号
債務者　中村　裕之
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８８９号
愛知県知多市新知字美濃川１番地の２　ドミール美濃川402
債務者　渡邊　和夫
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６３号
愛知県一宮市八町通２丁目18番地西２号
債務者　渡邊　鈴子
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６７号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地31棟306号
債務者　安立　晴美
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４８４号
愛知県一宮市浅井町河端字郷69番地１
債務者　内田　晴美
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９５６号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目101番地３　サン・フィオーレ101号
債務者　近藤真由美
１　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５１号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目５番５―201号
債務者　了戒　素子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７１号
福岡市南区玉川町19番11―1108号
債務者　冨永　正美
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３４号
福岡県糸島市潤１丁目１番１―102号
債務者　稲吉　　健（旧姓尾形）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４３号
福岡市東区香椎台５丁目１番６―103号
債務者　藤本　淳也
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４４号
福岡市東区香椎台５丁目１番６―103号
債務者　藤本　優子
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６４号
福岡県筑紫野市二日市北３丁目８番14号グレースコーポ103号
債務者　山内春次郎
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４７号
福岡市城南区樋井川３丁目５番６号
債務者　早川　惠三
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６４号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目10番地５
債務者　原田　　真
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９４号
福岡市東区松田３丁目19番６―803号
債務者　奥田　敏夫（旧姓今村）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２７号
福岡市南区塩原１丁目14番19―703号
債務者　稗田美代子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６３号
福岡県糸島市二丈深江847番地７
債務者　中尾由美子
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３７４号
福岡市南区花畑１丁目32番１号
債務者　溝渕　一人
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部